

イ 岩木川水域河川
 岩木川、平川、浅瀬石川等15河川37地点において調査を実施しました。
 主要地点のBOD経年変化の状況は表2-1-11のとおりです。

類型指定されている10水域のうち9水域で環境基準を達成しました。
 山田川の新小戸六ダム及び車力橋では、環境基準未達成でした。

表2-1-11 岩木川水域河川におけるBOD（75%値）の経年変化

(単位：mg/ℓ)

水域名	測定地点名	環境基準 種類	年 度				
			18	19	20	21	22
岩 木 川	砂子瀬橋	A	0.7	1.2	0.8	0.7	0.8
	○鷹ノ巣橋	A	0.8	1.2	0.9	0.6	1.3
	上岩木橋	A	0.5	0.7	1.1	0.8	1.1
	安東橋	A	0.6	0.6	0.6	0.6	0.8
	○幡竜橋	A	0.9	1.2	1.4	1.4	1.3
	鶴寿橋	A	1.4	1.2	1.3	1.7	1.7
	○乾好橋	A	1.4	1.6	1.7	2.1	1.8
	三神田橋	A	1.3	1.4	1.5	1.7	1.4
	○津軽大橋	B	1.1	1.3	1.9	1.6	1.5
	岩木川河口	B	1.0	2.1	1.6	1.3	2.0
	十三湖1中央	B	0.8	2.0	2.4	3.1	2.6
	十三湖2山田川河口	B	2.0	3.0	3.0	2.8	2.6
	十三湖3鳥谷川河口	B	1.1	2.1	2.8	2.3	2.0
湯ノ沢川	湯ノ沢橋	-	0.6	0.7	<0.5	0.5	0.5
大秋川	○国吉橋	A	<0.5	1.0	0.7	0.6	<0.5
平 川	○板沢橋	A	1.1	0.9	0.7	0.7	1.1
	○豊平橋	A	0.6	0.9	0.9	0.8	1.0
津 刈 川	○平川橋	A	0.8	1.0	1.0	1.0	0.9
	鍋二の渡倉	-	0.9	0.8	0.9	0.7	1.1
大落前川	○延命橋	A	1.0	0.9	0.6	<0.5	0.9
	○新早瀬野橋	A	0.6	<0.5	0.5	0.8	0.7
虹 貝 川	○第二清川橋	A	0.9	0.5	0.8	0.7	0.6
	○西田橋	-	2.4	2.0	1.2	1.5	1.2
浅 瀬 石 川	○四十巻橋	AA	0.5	0.8	0.8	<0.5	0.9
	○中島橋	A	0.9	1.2	1.5	0.7	1.4
	○千年橋	A	1.1	1.4	1.5	0.8	1.1
	○朝日橋	A	0.6	1.0	0.9	1.0	1.0
温 川 沢	温川橋	-	0.5	0.7	<0.5	<0.5	0.6
	湊川橋	-	1.9	2.7	2.0	2.0	1.7
新旧十詰川	鳴戸橋	-	3.1	3.9	2.6	2.2	2.1
	○飯詰ダム	A	1.0	0.8	0.8	1.1	1.0
飯 金 木 川	蒔田橋	-	1.0	1.7	0.7	1.3	1.0
	○新小戸六ダム	A	2.6	1.6	1.0	1.8	3.8
山 田 川	○田光沼中央	A	3.9	4.1	5.9	3.6	2.4
	○車力橋	A	3.1	4.5	3.7	3.6	2.8

(注) ○印：環境基準点。鷹ノ巣橋の平成20年度までの名称は田ノ尻橋。

ウ 津軽半島北側水域河川
 長川、今別川の2河川2地点において調査を実施しました。

BODの経年変化の状況は表2-1-12のとおりです。類型指定されている2水域とも環境基準を達成しました。

表2-1-12 津軽半島北側水域河川におけるBOD（75%値）の経年変化

(単位：mg/ℓ)

水域名	測定地点名	環境基準 種類	年 度				
			18	19	20	21	22
長 今 別 川	○新長川橋	A	1.2	0.7	0.9	<0.5	0.5
	○あすなろ橋	A	0.9	1.0	1.0	0.6	0.5

(注) ○印：環境基準点

エ 陸奥湾西側水域河川

堤川、駒込川、野内川、蟹田川等9河川16地点において調査を実施しました。

BODの経年変化の状況は表2-1-13のとおりです。

りです。

類型指定されている11水域すべてで環境基準を達成しました。

表2-1-13 陸奥湾西側水域河川におけるBOD（75%値）の経年変化

(単位：mg/ℓ)

水域名	測定地点名	環境基準 類 型	年 度				
			18	19	20	21	22
蟹田川	○蟹田橋	A	0.6	1.0	0.8	<0.5	0.6
	○高石股橋	A	0.7	0.7	0.7	0.6	0.5
高石川	○戸建沢橋	B	1.6	1.6	1.3	1.7	1.7
	○新井田橋	B	2.4	2.6	2.0	2.2	2.4
新城川	○沖館橋	C	3.2	2.6	2.1	2.5	2.6
	○西滝川滝内橋	C	3.0	2.3	1.7	2.3	2.4
沖館川	○下湯ダム下	A	<0.5	0.5	<0.5	0.6	0.5
	○荒川橋	A	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5
堤川	○甲田橋	B	<0.5	0.6	<0.5	<0.5	0.5
	○水道取水口上流	AA	0.6	<0.5	<0.5	0.5	1.0
横内川	○ねぶたの里入口	A	0.6	0.8	0.7	0.8	1.0
	○駒込川頭首工	A	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.7
駒込川	○八甲橋	B	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	0.8
	○滝沢橋	A	<0.5	<0.5	<0.5	1.1	0.7
野内川	○野内橋	A	0.6	0.7	0.5	1.2	1.1
	○野鉄橋下	-	3.9	3.2	2.2	2.9	4.2

(注) ○印：環境基準点

オ 陸奥湾東側水域河川

野辺地川、田名部川、川内川等11河川17地点において調査を実施しました。

BODの経年変化の状況は表2-1-14のとおりです。

りです。

類型指定されている11水域すべてで環境基準を達成しました。

表2-1-14 陸奥湾東側水域河川におけるBOD（75%値）の経年変化

(単位：mg/ℓ)

水域名	測定地点名	環境基準 類 型	年 度				
			18	19	20	21	22
小湊川	○雷電橋	A	0.8	1.0	0.8	1.2	1.2
	○清水目橋	A	1.0	1.2	1.0	1.0	<0.5
野辺地川	○野辺地橋	B	1.6	2.3	1.0	1.1	0.9
	○荷坂橋	A	0.8	1.3	1.4	1.0	0.9
田名部川	○赤坂橋	B	1.1	1.3	2.2	1.4	1.1
	○下北橋	B	2.9	2.7	2.1	2.6	2.2
新田名部川	○むつ大橋	-	1.9	1.4	1.8	3.0	1.1
	○中荒川橋	A	0.6	0.6	<0.5	0.5	<0.5
小荒川	○小荒川橋	B	1.7	1.9	2.4	2.0	1.6
	○宇曾利川橋	A	0.8	0.9	0.7	0.8	<0.5
宇曾利川	○永下橋	A	0.6	0.8	<0.5	0.6	<0.5
	○永湖鏡大橋	A	1.0	1.0	0.7	0.9	0.9
川内川	○矢櫃大橋	A	1.0	1.1	0.7	0.8	<0.5
	○川内橋	A	1.0	0.8	0.7	0.6	<0.5
葛沢川	○葛沢橋	-	<0.5	0.5	0.8	0.6	<0.5
小沢川	○国道下	-	1.7	4.0	1.3	2.3	1.5
小境川	○河口	-	0.7	1.9	1.1	0.6	1.0

(注) ○印：環境基準点

カ 下北半島西側水域河川

古佐井川、奥戸川の2河川2地点において調査を実施しました。

BODの経年変化の状況は表2-1-15のとおりです。

りです。

類型指定されている2水域とも環境基準を達成しました。

表2-1-15 下北半島西側水域河川におけるBOD（75%値）の経年変化

(単位：mg/ℓ)

水域名	測定地点名	環境基準 類 型	年 度				
			18	19	20	21	22
古 佐 井 川 奥 戸 川	○古 佐 井 橋	A	0.9	1.2	1.0	0.6	0.8
	○奥 戸 橋	A	0.9	1.5	1.1	0.7	1.0

(注) ○印：環境基準点

キ 下北半島北側水域河川

大畑川、正津川の2河川2地点において調査を実施しました。

BODの経年変化の状況は表2-1-16のとおり

りです。

類型指定されている大畑川は、環境基準を達成しました。

表2-1-16 下北半島北側水域河川におけるBOD（75%値）の経年変化

(単位：mg/ℓ)

水域名	測定地点名	環境基準 類 型	年 度				
			18	19	20	21	22
大 畑 川 正 津 川	○小 目 名 橋	A	1.4	0.6	0.6	0.5	0.6
	正 津 橋	-	2.6	1.5	1.5	1.4	1.0

(注) ○印：環境基準点

ク 東通り水域河川

七戸川、坪川等10河川15地点において調査を実施しました。

BODの経年変化の状況は表2-1-17のとおりであり、類型指定されている5水域すべてで環境基準を達成しました。

表2-1-17 東通り水域河川におけるBOD（75%値）の経年変化

(単位：mg/ℓ)

水域名	測定地点名	環境基準 類 型	年 度					
			18	19	20	21	22	
小 老 部 川	小 老 部 橋	-	0.8	0.7	0.8	0.7	0.8	
	大 浦 橋	A	1.0	0.8	0.9	0.8	1.1	
七 戸 川	○上 野	A	0.6	0.6	0.8	0.6	0.7	
	作田川水道上流	A	1.0	0.5	<0.5	<0.5	0.5	
	坪川立石沢	A	0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	
	〃 鉦山終	A	0.6	0.6	<0.5	<0.5	<0.5	
	〃 天間ダム	A	0.8	0.5	<0.5	0.5	0.8	
	〃 榎林橋	A	1.0	0.9	0.8	0.7	1.1	
	小坪川坪川流入前	A	0.5	0.8	<0.5	<0.5	0.6	
	赤川赤川橋	A	1.8	1.5	1.7	1.7	2.1	
	土 場 川	○鳥 口 橋	A	0.8	1.1	1.0	1.0	1.0
	砂 土 路 川	○砂 土 路 橋	A	0.8	1.0	0.9	0.9	1.2
姉 沼 川	○姉 沼 橋	B	1.6	1.3	1.0	1.1	1.7	
古 間 木 川	古 間 木 陸 橋 下	B	3.7	4.1	3.7	3.7	3.1	
	○第 二 境 橋	B	3.2	3.6	3.5	2.9	2.3	

(注) ○印：環境基準点

ケ 新井田川河口水域河川
 新井田川、馬淵川、奥入瀬川等6河川19地点において調査を実施しました。
 BODの経年変化の状況は表2-1-18のとおり

りです。
 類型指定されている9水域すべてで環境基準を達成しました。

表2-1-18 新井田川河口水域河川におけるBOD（75%値）の経年変化

(単位：mg/ℓ)

水域名	測定地点名	環境基準 類 型	年 度				
			18	19	20	21	22
奥入瀬川	○馬門橋	AA	0.5	0.7	0.7	0.7	0.7
	○十和田橋	A	<0.5	0.8	0.7	0.6	0.5
	○御幸橋	A	0.5	0.8	1.4	0.9	1.1
	○幸運橋	A	0.9	1.3	0.7	1.1	1.1
五戸川	○開運橋	B	0.9	1.1	1.0	1.1	1.5
	○戊辰橋	A	0.7	0.9	0.9	1.2	0.6
	○尻引橋	B	1.5	1.0	1.5	1.5	0.8
	○梅泉橋	A	0.9	1.0	1.1	1.3	0.8
馬淵川	○名久井橋	A	0.8	1.2	1.1	1.0	0.8
	○櫛引橋	A	1.0	0.9	1.3	1.5	1.3
	○尻内橋	B	0.9	0.9	1.3	1.3	1.4
熊原川	○大留ケ崎橋	B	0.8	0.8	1.2	1.4	1.3
	○浅水なかの橋	-	0.7	1.0	1.3	1.0	0.8
	○鷹ノ巣橋	-	1.7	2.2	1.5	1.4	1.4
新井田川	○長館橋	A	0.9	1.2	0.8	0.9	0.9
	○新井田橋	A	0.7	1.1	0.9	0.9	0.9
	○塩入橋	B	0.8	1.1	0.8	0.9	0.9
	○湊橋	B	0.7	1.0	1.2	0.9	0.7
	○湊橋	B	0.8	1.3	1.2	0.9	1.0

(注) ○印：環境基準点

② 湖 沼
 十和田湖、小川原湖等7湖沼21地点において調査を実施しました。

主要地点のCODの経年変化は表2-1-19のとおりであり、類型指定されている3湖沼のうち、小川原湖及び十和田湖で環境基準未達成でした。

表2-1-19 湖沼におけるCOD（75%値）の経年変化

(単位：mg/ℓ)

水域名	測定地点名	環境基準 類 型	年 度				
			18	19	20	21	22
市柳沼	中央(St.2)	-	12	11	11	12	11
田面木沼	中央(St.3)	-	12	12	10	8.8	14
小川原湖	○姉沼川前面C	A	3.2	3.4	3.6	4.3	5.2
	○中央G	A	3.4	5.1	9.1	8.5	7.5
	○総合観測所H	A	3.3	3.8	4.3	5.1	5.5
	○姉沼(中央)	A	6.6	6.5	6.6	6.6	6.5
	○内沼(中央)	A	9.2	9.6	7.0	8.3	9.2
十和田湖	○中央(St.5)	AA	1.3	1.4	1.4	1.3	1.4
	○子ノ口前面(St.9)	AA	1.3	1.4	1.3	1.2	1.6
浅瀬石川ダム貯水池	○ダムサイト	A	2.6	2.4	2.2	2.5	2.9

(注) ○印：環境基準点

③ 海 域
 陸奥湾、八戸前面海域等8海域58地点において調査を実施しました。
 CODの経年変化の状況は表2-1-20のとおりです。
 類型指定されている28水域のうち24水域で環境基

準を達成しましたが、日本海岸地先海域の十三湖1km沖地5地点では、環境基準未達成でした。
 また、陸奥湾については、全窒素及び全燐の環境基準の類型指定がなされており、その経年変化の状況は表2-1-21のとおりであり、両項目とも環境基準を達成しました。

表2-1-20 海域におけるCOD (75%値) の経年変化

(単位: mg/ℓ)

水域名	測定地点名	環境基準 種類	年 度				
			18	19	20	21	22
日 本 海 岸 域 地 先 海 域	○ 深 浦 港 中 央	B	1.8	1.7	1.7	1.9	2.2
	○ 屏 風 岩 1 km 沖	A	1.7	1.4	1.2	1.7	1.4
	○ 十 三 湖 1 km 沖	A	2.0	3.7	2.4	2.3	3.2
	○ 鱒ヶ 沢 1 km 沖	A	1.4	1.6	1.5	1.7	1.5
	○ 追 良 瀬 1 km 沖	A	1.6	1.7	1.4	1.5	1.9
	○ 岩 崎 1 km 沖	A	1.8	1.6	1.7	1.9	1.9
津 軽 半 島 北 側 海 域	○ 夔 月 1 km 沖	A	1.2	1.6	1.3	1.4	1.2
	○ 今 別 1 km 沖	A	1.3	1.3	1.2	1.3	1.2
陸 奥 湾	○ 青森港(西)(St.1)	C	2.2	2.1	1.9	1.9	2.0
	○ 青森港(東)(St.2)	C	1.9	2.2	1.9	2.1	1.8
	○ 堤川1km沖(St.3)	B	2.0	2.2	2.0	1.9	2.0
	○ 青森湾中央(St.4)	A	1.4	1.5	1.6	1.7	1.7
	○ 蟹 田 沖 (St.5)	A	1.4	1.4	1.6	1.6	1.4
	○ 平 館 沖 (St.6)	A	1.3	1.3	1.6	1.3	1.8
	○ 小湊港中央(St.7)	B	1.7	2.0	2.2	2.0	1.9
	○ 野辺地港中央(St.10)	B	1.6	1.6	1.6	1.8	2.1
	○ 大湊港(1)(St.15) (田名部川河口)	C	1.9	1.7	1.8	1.8	2.8
	○ 大湊港(2)(芦崎)(St.14)	B	1.8	2.3	2.0	2.1	3.2
	○ 川内港中央(St.9)	B	2.0	1.7	1.9	1.8	2.7
	○ 陸奥湾中央(St.8)	A	1.4	1.4	1.6	1.5	1.8
	○ 野辺地湾中央(St.11)	A	1.4	1.5	1.5	1.5	1.9
	○ 横 浜 沖 (St.12)	A	1.4	1.6	1.6	1.6	1.6
○ 大湊湾中央(St.13)	A	1.6	1.7	1.7	1.7	2.5	
下 北 半 島 西 側 海 域	○ 大 間 港 中 央	B	1.5	1.1	1.3	1.7	1.3
	○ 大 間 1 km 沖	A	1.6	1.5	1.3	1.6	1.3
	○ 福 浦 1 km 沖	A	1.6	1.6	1.2	1.8	1.4
下 北 半 島 北 側 海 域	○ 尻 屋 岬 港 中 央	B	1.6	1.2	1.1	1.5	1.3
	○ 尻 屋 1 km 沖	A	1.7	1.2	1.3	1.2	1.3
	○ 大 畑 1 km 沖	A	1.5	1.1	1.4	1.5	1.4
	○ 易 国 間 1 km 沖	A	1.7	1.0	1.2	1.4	1.2
東 通 り 海 域	○ D - 2	A	1.8	1.4	1.3	1.2	1.1
	○ 二 川 目 1 km 沖	A	1.5	1.6	1.5	1.9	1.8
	○ 四 川 目 1 km 沖	A	1.5	1.4	1.5	1.5	1.9
	○ 砂ヶ 森 1 km 沖	A	1.3	1.7	1.5	1.2	1.2
	○ F - 1	A	1.9	1.3	1.4	1.7	1.3
	○ 白 糠 1 km 沖	A	1.5	1.4	1.2	1.4	1.2
	○ 小田野沢1km沖	A	1.4	1.4	1.4	1.5	1.3
	○ むつ小川原港(1) (鷹架沼)(St.3)	C	5.7	5.2	6.1	7.2	5.5
	○ むつ小川原港(1) (新納屋)	C	2.3	1.6	1.9	1.9	1.8
	○ むつ小川原港(2) (尾駁沼)(St.2)	C	4.3	3.3	3.4	3.3	3.8
○ むつ小川原港(3) (C - 1.5) (D - 0.5)	B	1.7	1.3	1.1	1.2	1.3	
	B	1.8	1.3	1.3	1.4	1.2	
八 戸 前 面 海 域	○ 第一工業港・1(St.1)	C	3.1	4.7	3.2	3.1	5.1
	○ 第一工業港・2(St.2)	C	4.0	5.0	5.9	3.2	7.4
	○ 第二工業港・1(St.8)	C	3.4	3.0	2.3	1.7	3.7
	○ 第二工業港・2(St.7)	C	2.2	4.1	2.5	1.6	3.8
	○ 第三工業港(St.6)	C	2.8	2.2	2.9	1.7	3.5
	○ 海域(甲)・1(St.3)	B	2.2	2.4	3.9	3.0	3.7
	○ 海域(甲)・2(St.5)	B	2.5	2.0	3.2	1.8	3.4
	○ 海域(甲)・3(St.4)	B	2.3	2.5	2.9	1.8	3.3
	○ 海域(甲)・4(St.15)	B	2.7	2.6	2.7	3.2	3.6
	○ 海域(乙)・1(St.13)	B	1.1	1.4	3.0	2.8	1.8
	○ 海域(乙)・2(St.9)	B	2.3	6.3	2.1	1.5	2.8
	○ 海域(乙)・3(St.10)	B	1.7	2.2	1.7	1.6	1.8
	○ 海域(丙)・1(St.12)	A	0.8	1.3	1.9	1.5	2.0
○ 海域(丙)・2(St.11)	A	1.2	1.2	2.2	1.8	2.0	
南 浜 海 域	○ 小舟渡平1km沖	A	1.5	1.2	1.7	1.2	1.8
	○ 種 差 1 km 沖	A	0.6	1.1	1.7	1.4	1.4

(注) ○印: 環境基準点

表2-1-21 陸奥湾における全窒素及び全燐の経年変化

(単位：mg/ℓ)

項目	測定地点	環境基準 種類	基準値	年 度				
				18	19	20	21	22
全 窒 素	湾内 15環境基準点	I	0.2mg/ℓ 以下	0.13	0.16	0.17	0.14	0.12
全 燐	湾内 15環境基準点	I	0.02mg/ℓ 以下	0.008	0.008	0.008	0.010	0.009

(注) すべての基準点の平均値により評価する。

(3) 地下水質の現況

トリクロロエチレン等の有害物質による地下水質の汚染の状況を監視するため、平成元年度から測定計画を定めて水質調査を実施しています。

平成22年度は、県、青森市、八戸市が、8市4町の19本の井戸について概況調査を、8市1町の81本の井戸について汚染井戸周辺地区調査を、8市8町の100本の井戸について継続監視調査を実施しました(資料編表18)。

① 概況調査

19本の井戸について調査を実施したところ、全て環境基準値を下回っていました。

② 汚染井戸周辺地区調査

ア 鉛

八戸市小中野、諏訪、青葉、白銀町、鮫町、大久保、是川、松館、岬台、中野(南郷区)地区の36本、十和田市稲生町地区の3本の計39本の井戸を調査したところ、28本の井戸から検出されましたが環境基準値を下回っていました。

イ 砒素

弘前市神田地区の5本、十和田市稲生町地区の3本、むつ市田名部町地区の10本、つがる市山田地区の4本、平川市大光寺地区の4本の計26本の井戸を調査したところ、19本の井戸から検出され、うち5本の井戸で環境基準値を超えていました。

ウ 四塩化炭素

八戸市大久保地区の2本の井戸を調査したところ、2本の井戸から検出され、うち1本の井戸で環境基準値を超えていました。

エ テトラクロロエチレン

三沢市岡三沢地区の3本の井戸を調査したところ、1本の井戸から検出されましたが環境基準値を下回っていました。

オ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

八戸市白銀町、鮫町、是川、松館、岬台の14本、三沢市岡三沢地区の4本、五戸町博労町地区の10本の計28本の井戸を調査したところ、27本の井戸から検出され、うち7本の井戸で環境基準値を超

えていました。

カ ふっ素

弘前市神田地区の5本、五戸町鎌谷町地区の5本の計10本の井戸を調査したところ、7本の井戸から検出され、うち5本の井戸で環境基準値を超えていました。

キ ほう素

五戸町鎌谷町地区の5本の井戸を調査したところ、すべて井戸から検出され、うち3本の井戸で環境基準値を超えていました。

③ 継続監視調査

100本の井戸について調査したところ、46本の井戸から環境基準値を超えて有害物質が検出されました。

ア 鉛

八戸市河原木(高館)、中井林地区の3本の井戸で検出されましたが、環境基準を下回っていました。

イ 砒素

青森市小柳、港町、桜川、駒込、中央、西滝、大野地区の7本、弘前市大久保地区の1本、八戸市江陽、柏崎地区の2本の計10本の井戸で検出され、うち1本の井戸で環境基準値を超えていました。

ウ 四塩化炭素

三沢市幸町地区の1本の井戸で検出され、環境基準値を超えていました。

エ 1,2-ジクロロエタン

八戸市尻内町地区の1本の井戸で検出されましたが、環境基準を下回っていました。

オ シス-1,2-ジクロロエチレン

三沢市幸町地区の1本の井戸で検出されましたが、環境基準を下回っていました。

カ 1,1,2-トリクロロエタン

八戸市尻内町地区の1本、黒石市一番町地区の1本の計2本の井戸で検出されましたが、環境基準を下回っていました。

キ トリクロロエチレン

八戸町城下地区、尻内町地区の2本の井戸で検出され、うち1本の井戸で環境基準値を超えていました。

ク テトラクロロエチレン

弘前市土手町地区の1本、八戸市城下地区、内丸地区、尻内町地区の3本、三沢市幸町地区の1本の計5本の井戸で検出され、うち1本の井戸で環境基準値を超えていました。

ケ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

八戸市市川町（前山町）地区、市川町（桔梗野）地区、上野地区、湊町地区、内丸地区、鳥谷部町地区、吹上地区、新井田地区、鮫町地区、是川地区、田面木地区、妙地区、糠塚地区、豊崎町地区、櫛引地区、八幡地区、金浜地区の34本、十和田市三本木地区の1本、三沢市中央町地区の1本、野辺地町金沢市地区の3本、東北町乙部地区の2本、三戸町川守田地区の2本、五戸町中市地区、鍛冶屋窪地区の5本、田子町田子地区の2本、南部町平地区の1本の計51本の井戸で検出され、うち25本の井戸で環境基準を超えていました。

コ ふっ素

弘前市賀田地区の1本、五所川原市柏原町地区、唐笠柳地区、広田地区、錦町地区、寺町地区の10本、つがる市松原地区、桑野木田地区の4本、藤崎町藤崎地区の3本、大鰐町長峰地区の1本の計19本の井戸で検出され、うち16本の井戸で環境基準を超えていました。

サ ほう素

五所川原市柏原町地区の3本、つがる市豊川地区の2本、計5本の井戸で検出され、うち4本の井戸で環境基準を超えていました。

シ 塩化ビニルモノマー

八戸市城下地区、尻内町地区の2本の井戸で検出され、うち1本の井戸で環境基準を超えていました。

ス 1,2-ジクロロエチレン

八戸市城下地区、尻内町地区の2本、三沢市幸町地区の1本の計3本の井戸で検出され、うち1本の井戸で環境基準を超えていました。

(4) 水浴場の水質の現況

水浴場の水質保全対策の一環として、平成22年度は、年間の遊泳人口が概ね1万人以上（湖水浴場は概ね5千人以上）の22水浴場（県実施18水浴場、青森市実施2水浴場、八戸市実施2水浴場）について水質調査を実施し、各水浴場とも『適』又は『可』と判定さ

れました（資料編表22,23）。

また、当該水浴場を対象に、病原性大腸菌O157の調査を実施した結果、いずれの水浴場においても検出されませんでした。

環境省は、平成9年度に水質が良好で快適な水浴場が広く普及することを目的に、「日本の水浴場55選」という顕彰制度を設け、全国の水浴場の中から「水質・自然環境・景観」、「コミュニティ・クリーン」、「安全性」、「利便性」等の基準に照らして、特に優れた55水浴場を選定しました。本県からは、深浦町の「千畳敷」が選定されました。

同様に、平成13年3月には、平成13年選定「日本の水浴場88選」として深浦町の「岡崎海岸」が選定されました。

また、平成18年5月には、「美しい」、「清らか」、「安らげる」、「優しい」、「豊か」という新たな評価軸に基づき、人々が水に直接触れることができる個性ある水辺を選定した「快水浴場百選」に「八戸市白浜海水浴場」が選ばれました（資料編表24）。

16 水質汚濁防止対策

(1) 環境基準の水域類型指定

県内の主要公共用水域については、昭和46年5月に新井田川河口水域について公害対策基本法第9条に基づく環境基準の水域類型指定をして以来、順次、類型指定を行ってきました。現在、42河川、3湖沼、8海域が指定されています（資料編表11）。

(2) 規制指導

① 上乘せ排水基準

新井田川河口水域（新井田川、馬淵川、五戸川、相坂川（奥入瀬川）、十和田湖、八戸前面海域）については、新井田川下流部を中心に汚濁の程度が著しく、総理府令で定める排水基準では水質汚濁防止上不十分と考えられるため、昭和48年3月に水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく「上乘せ条例」を制定しました。

また、昭和52年1月には、水産食料品製造業など汚濁寄与率の高い業種について排水基準を改正し強化しました。

② 排出水の監視

平成23年3月31日現在の水質汚濁防止法に基づく特定事業場は4,969事業場で、このうち、排水規制の対象となる日平均排水量が50m³以上及び有害物質を排出する事業場は、515事業場となっています。また、青森県公害防止条例に基づく污水関係工場等

は48事業場で、このうち、排水規制の対象となる日平均排水量が50㎡以上及び有害物質を排出する事業場は、28事業場となっています（資料編表26）。

また、平成22年度における届出書の受理件数は、水質汚濁防止法に基づくものが312件、青森県公害防止条例に基づくものが20件ありました（資料編表27）。

規制対象事業場に対しては、延べ668回の立入検査を行い、排水水の適合状況を監視したところ、31事業所が排水基準に不適合でした（資料編表28）。

違反事業場は、水産食料品製造業やし尿処理施設に多く、違反原因は排水処理施設の維持管理等で適正を欠いたものが大部分となっています。

これらの違反事業場に対しては、違反実態に応じて文書による改善勧告等を行うとともに、追跡調査を実施し、常時排水基準を遵守するよう改善指導を行いました。

(3) 公共用水域の水質監視

県内の公共用水域の水質汚濁の状況を把握するため、水質汚濁防止法第16条の規定に基づいて、毎年度水質測定計画を作成し、この計画により河川、湖沼、海域の水質の常時監視を実施しています。

平成22年度において、岩木川、新井田川、十和田湖、陸奥湾等の河川、湖沼、海域の総計195地点において、水質、底質及び河川流量等の調査観測を実施しました。

調査対象水域は、これまでと同様、上水道、かんがい、水産業などの利水上重要な水域、むつ小川原開発関連水域、休廃止鉱山関連水域及び都市汚濁型河川を主体に選定し、監視を継続実施しました。

(4) 地下水の水質監視

地下水の水質汚濁の状況を把握するため、「地下水水質測定計画」に基づき、県内全域を対象に地下水質の常時監視を実施しています。

平成22年度においては、200本の井戸（概況調査19本、汚染井戸周辺地区調査81本、継続監視調査100本）について実施しており、地下水質のほか井戸の形態、使用目的、深度等を調査しました。

(5) 生活排水対策

① 生活排水対策重点地域指定

平成5年12月15日に八戸市の新井田川河口水域を水質汚濁防止法に基づく「生活排水対策重点地域」に指定し、八戸市新井田川河口水域生活排水対策推進計画の策定に対し、平成6年度に国1／3、県1／3の補助を行いました（表2-1-22）。

また、平成9年1月29日には、三沢市の古間木川

流域についても「生活排水対策重点地域」に指定し、平成9年度に同様の補助を行いました（表2-1-23）。今後も、生活排水による汚濁が著しい水域については、関係市町村の意向を踏まえ生活排水対策重点地域の指定を行っていきます。

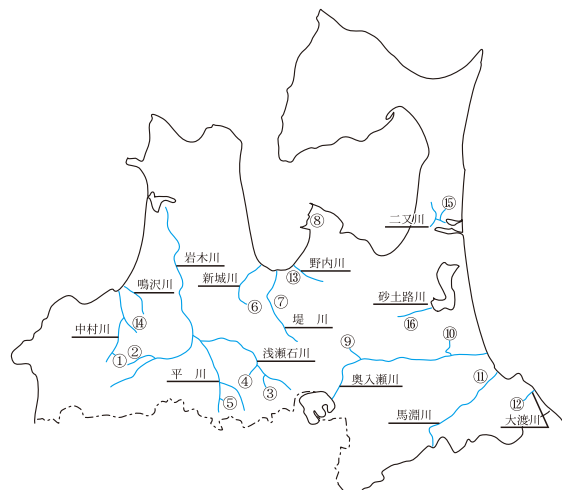
表2-1-22 新井田川河口水域生活排水対策重点地域の概要

重点地域名称	新井田川河口水域生活排水対策重点地域
指定年月日	平成5月12月15日
重点地域の範囲	八戸市の区域のうち次の図に表示した地域（下水道法第2条第8号に規定する処理区域を除く）
指定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・河口部の海域が環境基準未達成であり、流入水路の汚濁が著しい。 ・生活系排水が最大の汚濁源である。 ・当面、下水道の整備が見込めない区域が多い。 ・各種プロジェクト事業の推進に伴う人口増により、新井田川が環境基準未達成となるおそれがある。 ・主要な観光地、公園等の整備が進められている。 ・鮭のふ化放流事業が最も盛んな水域である。
重点地域図	<p>The map shows the designated area in blue, covering the Newiida River estuary and surrounding areas in Hachinohe City. Key locations marked include Oshino River, Goshino River, Ushino River, and the designated area. The city of Hachinohe is also indicated.</p>

表 2-1-23 古間木川流域生活排水対策重点地域の概要

重点地域名称	古間木川流域生活排水対策重点地域
指 定 年 月 日	平成9年1月29日
重点地域の範囲	三沢市の区域のうち次の図に表示した地域
指定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の親水的な空間を持つ公共用水域であり、極めて水質の汚濁が著しい。 ・人口の増加が見込まれ、今後生活系負荷量が増加し、さらに水質の汚濁が進行するおそれがある。 ・極めて有機性汚濁の著しい水域である。 ・生活系負荷量が最大の汚濁源となっている。 ・当面、公共下水道の整備が見込まれない。 ・他の公共用水域に対し、影響を与えるおそれがある。
重点地域図	

図 2-1-10 ゴルフ場の位置図及び関連河川



No.	ゴルフ場名	市町村
①	津軽カントリークラブ岳コース	弘 前 市
②	津軽カントリークラブ百沢コース	弘 前 市
③	びわの平ゴルフ倶楽部	平 川 市
④	津軽高原ゴルフ場	平 川 市
⑤	青森ロイヤルゴルフクラブ	大 鰐 町
⑥	青森県体協ゴルフ場	青 森 市
⑦	青森カントリー倶楽部	青 森 市
⑧	夏泊ゴルフリンクス	平 内 町
⑨	八甲田ビューカントリークラブ	十 和 田 市
⑩	十和田国際カントリークラブ	六 戸 町
⑪	八戸ゴルフ倶楽部	八 戸 市
⑫	八戸カントリークラブ	階 上 町
⑬	東奥カントリークラブ	青 森 市
⑭	ナクア白神ゴルフコース	鱒ヶ沢町
⑮	下北スリーハンドレッドゴルフクラブ	六 カ 所 村
⑯	みちのく国際ゴルフ倶楽部	十 和 田 市

② 生活排水対策県民啓発事業

生活排水対策として、啓発用リーフレット「今日からはじめよう、生活排水対策！～家庭でのちょっとした心掛け～」を関係機関等へ配布しています。

また、平成22年度は、県内3ヶ所（つがる市、今別町、東北町）において住民等を対象に生活排水対策講習会を開催しました。

今後も、講習会の開催やリーフレットの配布等により対策の推進を図ります。

(6) ゴルフ場対策

「青森県ゴルフ場における農薬の適正使用等に関する要綱」に基づき、ゴルフ場事業者は農薬使用管理責任者を選任するとともに、排出水中の測定結果、農薬の使用実績や翌年度の農薬使用計画等を県に報告することとしています。

また、県は、必要があるときはゴルフ場に立ち入り、排水等の調査を行います。

なお、要綱で定める規模に該当するゴルフ場の位置図及び関連河川は、図2-1-10のとおりです。

(7) 水産加工場対策

水産加工場から排出される加工排水等には、富栄養化の主要因とされる窒素・りんが比較的多く含まれていることから、その処理対策が課題となっています。陸奥湾では水質汚濁防止法に基づく排水基準が平成10年10月1日から強化されたことにより、該当する水産加工業者は、自社の排水処理施設の整備・改善等に取り組んでいます。

17 下水道等の整備

下水道は、健康的で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図るために必要な基盤施設となっています。平成22年度において県内では、34市町村（10市19町5村）で公共下水道事業が実施され、また、県が行う下水道事業として、岩木川・馬淵川流域下水道事業及び十和田湖特定環境保全公共下水道事業を実施しています。さらに、住民の下水道に対する要望が多いことから、県

では町村に対し、平成4年度から「下水道事業緊急促進費補助」制度を実施、平成8年度からは「町村下水道緊急対策事業費補助」制度に改訂し県費補助することにより、町村下水道事業の普及促進を図っています。

このほか、下水道が整備されない地域の生活雑排水対策を目的として、合併処理浄化槽設置事業に対する補助を実施しており、平成22年度は26市町村で402基を整備しています。

農村地域においては、農業用排水の水質保全及び農村の生活環境の改善を図り、併せて、公共用水域の水質保全に寄与するため、平成22年度末で、26市町村（9市13町4村）で134地区の農業集落排水事業（うち過疎地域の旧4村、8地区が県営事業）を実施しており、123地区が供用しています。今後とも、農村地域の汚水処理整備水準の向上を図るため、積極的に推進することとしています。

また、漁村地域においても、漁港機能の増進と、その背後集落における生活環境の改善を図り、併せて、公共用水域の水質保全に寄与するため、これまで8市町村（2市4町2村）で20地区の漁業集落排水施設を整備しており、平成22年度末現在で17地区が供用しています。

18 下水道対策

本県の下水道は全般的に整備が立ち遅れており、総人口当たりの普及率は平成22年度末で54.4%で、全国の普及率75.1%を大きく下回っています。

公共下水道については、40市町村のうち、平成22年度で、34市町村（10市19町5村）が事業を実施しています。このほか県事業として、昭和55年より湖沼等の自然環境の保全を目的とした十和田湖特定環境保全公共下水道事業を実施し、平成3年4月1日に供用開始しています。また、「過疎地域自立促進特別措置法」に基づき、平成5年度の新郷村をはじめとして、五所川原市、十和田市、むつ市、つがる市、平川市、外ヶ浜町、深浦町、佐井町の9市町村11か所（平成11年度で十和田市、平成14年度で五所川原市、むつ市（旧脇野沢村）が完了、平成16年度でつがる市、新郷村が完了、平成18年度で平川市（旧碓ヶ関村）が完了、平成20年度でむつ市（旧川内町）が完了）において県代行事業により特定環境保全公共下水道事業を実施し、過疎地域を支援しています。

流域下水道については、昭和54年度に弘前市ほか5市町村（黒石市、藤崎町、旧尾上町、旧平賀町、田舎館村）を対象に岩木川流域下水道事業に着手し、平成2年度には5町（旧浪岡町、旧岩木町、大鰐町、旧常盤村、板柳町）を追加し、市町村合併を経て、現在、対象8市町村（青

森市、弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町）すべてで供用しているほか、馬淵川流域下水道は、昭和56年度に4市町（八戸市、旧百石町、旧下田町、六戸町）で事業着手し、平成7年度には五戸町を追加し、市町村合併を経て、現在4市町（八戸市、六戸町、おいらせ町、五戸町）すべてで供用しています。

また、河川、湖沼、海域等の公共用水域の水質環境基準を達成維持するために下水道整備を最も効果的に実施するための基本計画である流域別下水道整備総合計画については、岩木川水域、新井田川河口水域、陸奥湾水域及び高瀬川水域の4水域について計画を策定し、順次見直しを行ってきています。

更に、平成9年度には、各種汚水処理施設の整備を効率的、効果的に推進するため各事業ごとの整備区域、手法、スケジュール等をまとめた青森県汚水処理施設整備構想を策定しており、平成15年度には、社会情勢の変化等に対応して本構想の見直しを行いました。

(1) 公共下水道の整備

平成23年4月1日現在で公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を実施しているのは、10市19町5村であり、その概要は表2-1-24のとおりです。

(2) 流域下水道の整備

流域下水道は、水域内の総合的な水質汚濁防止対策を策定する流域別下水道整備総合計画を上位計画とし、2市町村以上を対象とした終末処理場を持つ下水道システムです。

県が事業主体となって、終末処理場、幹線管渠及びポンプ場を整備し、それに接続する部分については関連公共下水道として市町村が事業主体となります。

① 岩木川流域下水道の整備

流域の生活環境の改善を図り、水域の水質を保全するため、弘前市周辺の4市3町1村を対象に事業を行うものです。

全体計画は約847億円（処理場約500億円、管渠とポンプ場約347億円）の事業費を投入して昭和54年度から平成32年度までに219,290人の汚水処理を行うこととしています。第1期は終末処理場の建設とこれに見合う管渠の敷設を完了し、昭和62年4月より処理を開始しました。平成22年度末では、102,500m³/日最大の処理能力を有しています（表2-1-25）。

② 馬淵川流域下水道の整備

新井田川河川水域流総計画区域内で、下水道の整備が急がれる八戸市（西部）、六戸町、おいらせ町、五戸町の1市3町を対象に事業を行うものです。全

体計画は419億円（処理場約180億円、管渠とポンプ場約239億円）の事業費を投入して昭和56年度から事業に着手し、平成37年度までに76,900人の汚水処理を行うこととしています。

第1期は終末処理場の建設とこれに見合う管渠の敷設を完了し、平成3年4月より処理を開始しました。平成22年度末では、24,000m³/日最大の処理能力を有しています（表2-1-26）。

表2-1-24 公共下水道事業の概要

(平成23年4月1日現在)

都 市 名	行政人口 (住基台帳) (千人)	全体計画		整備状況				備 考	
		処理面積 (ha)	処理人口 (千人)	整備面積 (ha)	処理人口 (千人)	着手 年度	供用開始 (予定) 年度		普及率 (%)
青 森 市	303.0	7,233.3	332.6	4,151.1	231.8	S 27	S 48	76.5%	(公共・岩木川流域関連公共)
弘 前 市	182.9	4,312.0	143.4	3,555.0	150.0	S 37	S 48	82.0%	(公共・特環・岩木川流域関連公共)
八 戸 市	240.8	5,750.0	195.2	3,060.0	129.8	S 30	S 53	53.9%	(公共・馬淵川流域関連公共)
黒 石 市	37.0	1,217.0	37.1	559.0	21.0	S 55	H 元	56.8%	(岩木川流域関連公共・特環)
五所川原市	60.6	802.0	24.3	542.5	21.1	S 49	S 59	34.9%	(公共・特環)
十和田市	65.7	2,085.6	43.8	1,559.7	40.7	S 48	S 55	62.0%	(公共・特環・特環(県事業))
三 沢 市	42.2	1,857.0	44.7	715.1	23.3	S 63	H 7	55.3%	(公共)
む つ 市	63.8	2,264.0	61.3	378.8	9.7	H 6	H 12	15.1%	(公共・特環)
つがる市	37.1	496.8	11.5	353.6	8.7	H 3	H 10	23.5%	(公共・特環)
平 川 市	33.9	944.0	25.7	888.3	26.2	S 57	H 2	77.1%	(岩木川流域関連公共・特環)
平 内 町	13.0	273.0	7.0	102.0	3.3	H 10	H 18	25.2%	(公共)
外ヶ浜町	7.6	308.0	7.8	129.3	1.6	H 6	H 17	21.3%	(公共・特環)
鯉ヶ沢町	12.0	329.0	8.1	102.5	2.8	H 7	H 14	23.6%	(公共)
深 浦 町	10.0	56.7	1.6	56.7	1.2	H 10	H 15	12.2%	(特環)
藤 崎 町	16.1	289.0	7.8	275.0	7.6	S 55	S 62	47.4%	(岩木川流域関連公共)
大 鰐 町	11.5	314.7	6.9	189.3	5.6	H 4	H 11	48.6%	(岩木川流域関連公共)
田舎館村	8.4	311.0	7.1	280.4	7.4	S 56	S 63	88.7%	(岩木川流域関連公共)
板 柳 町	15.4	333.0	8.6	267.0	7.2	H 2	H 9	46.9%	(岩木川流域関連公共)
鶴 田 町	14.4	290.0	7.4	263.6	6.2	H 4	H 11	42.8%	(公共)
野辺地町	14.8	517.0	10.4	15.3	0.0	H 7	-	0.0%	(公共)
七 戸 町	17.7	724.0	12.0	220.9	4.1	H 7	H 14	23.3%	(公共・特環)
六 戸 町	10.5	399.0	7.3	287.6	4.3	S 62	H 6	40.9%	(馬淵川流域関連公共)
横 浜 町	5.1	110.0	2.9	11.6	0.0	H 13	-	0.0%	(特環)
東 北 町	19.7	800.0	12.4	278.7	5.9	H 8	H 14	29.7%	(公共)
六ヶ所村	11.2	594.0	11.6	397.4	7.9	H 8	H 14	70.4%	(公共・特環)
おいらせ町	25.1	854.8	19.3	582.0	15.1	S 61	H 4	60.3%	(馬淵川流域関連公共)
大 間 町	6.3	164.0	7.0	85.0	3.3	H 8	H 16	51.8%	(特環)
東 通 村	7.3	98.0	1.9	53.0	0.4	H 10	H 14	5.5%	(特環)
佐 井 村	2.5	36.0	1.3	36.0	1.6	H 10	H 19	66.3%	(特環)
三 戸 町	11.9	330.0	8.4	100.4	2.5	H 17	H 22	20.7%	(公共)
五 戸 町	19.5	617.0	10.2	187.0	5.2	H 7	H 13	26.7%	(馬淵川流域関連公共)
南 部 町	20.8	251.0	5.2	22.2	0.5	H 17	H 23	2.2%	(公共)
階 上 町	14.6	469.0	11.7	79.7	1.8	H 11	H 21	12.6%	(公共)
新 郷 村	3.0	77.0	1.3	77.0	1.5	H 5	H 10	51.2%	(特環)
県 計	1,395.9	35,506.9	1,104.8	19,862.7	759.3			54.4%	

(注) 行政人口は平成23年3月31日現在であり、県計は県全体の値で、下水道事業非実施市町村も含む。

表2-1-25 岩木川流域下水道事業の概要

対象市町村	青森市、弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町	
事業区分	全体計画	認可計画
事業年度	昭和54～平成32年度	昭和54～平成23年度
計画処理面積	7,124ha	6,458ha
計画処理人口	219,290人	211,500人
計画処理水量	日最大122,870m ³ /日	日最大112,750m ³ /日

表2-1-26 馬淵川流域下水道事業の概要

対象市町村	八戸市、六戸町、おいらせ町、五戸町	
事業区分	全体計画	認可計画
事業年度	昭和56～平成37年度	昭和56～平成29年度
計画処理面積	3,594ha	2,424ha
計画処理人口	76,900人	62,170人
計画処理水量	日最大35,870m ³ /日	日最大26,900m ³ /日

(3) 農業集落排水の整備

① 農業集落排水事業実施状況について

平成22年度末現在で農業集落排水事業を実施しているのは、9市13町4村で表2-1-27のとおりです。

表2-1-27 農業集落排水事業実施状況

(平成23年3月31日現在)

市町村名	処理区名	集落数	着工年度	完了年度	供用年度	備考
青森市	牛館	4	H4	H10	H7	旧青森市
	諏訪沢	2	H5	H8	H9	
	高田	1	H5	H9	H9	
	孫内	1	H7	H11	H12	
	入野	1	H8	H11	H12	
	細沢	2	H8	H12	H13	
	越林	1	H9	H14	H14	
	八幡	2	H10	H14	H15	
弘前市	野沢	5	H13	H18	H17	旧浪岡町
	桑原	2	H14	H17	H18	
	新岡	2	H2	H5	H6	
	藍内	1	H3	H4	H4	
	東屋	10	H5	H9	H8	
	大久保	1	H5	H7	H7	
	高杉	7	H6	H11	H9	
	鳥井	3	H7	H11	H10	
八戸市	船野	8	H9	H14	H13	機能強化
	一丁	0	H10	H10	-	
	新和	7	H12	H17	H16	
	新法	2	H12	H15	H16	
	裾野	7	H14	H22	H20	
	紙漉	1	S61	S63	H元	
	一丁	7	S63	H3	H2	
	八幡	3	H元	H4	H4	
黒石市	市野	1	H3	H6	H5	機能強化
	一日	2	H4	H7	H6	
	鳥守	9	H6	H12	H12	
	永福	3	H7	H15	H10	
五所川原市	大川	2	H6	H8	H9	機能強化
	梅田	1	S57	S63	S63	
十和田市	藻川	1	S63	H7	H4	機能強化
	蒔田	3	H11	H15	H13	
	切田	5	S62	H2	H2	
	深持	3	H3	H5	H6	
	段新	3	H4	H5	H6	
	上川	2	H4	H6	H7	
	中振	1	H5	H8	H9	
	赤沼	2	H5	H9	H8	
	中ノ	3	H6	H9	H9	
	晴山	2	H6	H11	H11	
	沢田	8	H7	H14	H13	
	小沢	2	H8	H12	H12	
三沢市	六日	2	H8	H13	H12	機能強化
	切田	0	H9	H9	-	
	洞内	5	H12	H16	H15	
	法量	4	H13	H17	H17	
	藤島	2	H17	H20	H20	
	立崎	1	H18	H21	H22	
	深持	0	H22	H22	-	
	三沢	8	H9	H13	H12	
つがる市	三沢	5	H13	H20	H18	機能強化
	三沢	2	H20	-	-	
	玉稲	6	H3	H6	H7	
	繁穂	6	H3	H6	H7	
	再賀	6	H4	H8	H8	
	車力	1	H6	H9	H10	
	福原	3	H6	H10	H11	
	下繁	2	H7	H9	H10	
	下車	1	H7	H9	H10	
	桑野	7	H8	H14	H12	
	稲垣	2	H9	H13	H12	
	牛湯	2	H10	H14	H14	
越水	7	H13	H18	H17		
稲垣	6	S55	H元	S61		

市町村名	処理区名	集落数	着工年度	完了年度	供用年度	備考
平川市	館田	4	H2	H5	H5	機能強化
	日沼	2	H4	H7	H7	
	大坊	4	H5	H9	H9	
	久吉	1	H6	H9	H9	
	松懸	1	H8	H12	H11	
	崎船	5	H9	H13	H13	
	広船	1	H10	H13	H14	
	館田	0	H16	H16	-	
平内町	業師	2	H5	H7	H8	機能強化
	外童子	1	H5	H7	H8	
	内童子	2	H8	H10	H11	
	西平	4	H11	H15	H16	
鱒ヶ沢町	長平	1	H4	H6	H7	機能強化
	種里	3	H7	H9	H10	
	中村	1	H7	H9	H10	
	建石	1	H10	H13	H14	
	南浮	2	H10	H14	H15	
西目屋村	杉ヶ	1	S60	S61	S62	機能強化
	田代	1	S60	S63	H2	
	大白	2	H2	H5	H6	
	村市	3	H6	H9	H10	
	長面	1	H9	H10	H11	
	居森	1	H10	H12	H14	
	田平	0	H10	H14	-	
	藤崎町	榊	2	S59	S63	
常盤		2	H元	H4	H5	
久井		1	H6	H7	H8	
中野		7	H7	H11	H10	
水木		2	H7	H11	H10	
福富		2	H10	H14	H13	
中鳥		3	H11	H15	H16	
林崎		1	H15	H18	H18	
榊	0	H17	H17	-		
田舎	豊時	2	H4	H7	H7	一部供用
板柳町	板柳	9	H14	H19	H18	
	飯田	1	H15	H19	H18	
鶴田町	板柳	7	H17	H21	H21	一部供用
	菖蒲	1	S63	H2	H3	
	境・胡	2	H5	H8	H9	
	梅館	4	H8	H13	H11	
	上三	2	H15	H20	H19	
中泊町	水元	10	H18	H22	H22	一部供用
	豊岡	3	H6	H10	H9	
七戸町	中野	2	H11	H14	H15	機能強化
	四ヶ	7	H14	H17	H18	
六戸町	金矢	1	H5	H8	H8	機能強化
	七沼	2	H6	H9	H9	
横浜町	岡沼	1	H9	H12	H13	機能強化
	百目	1	H5	H8	H9	
東北町	甲地	1	H4	H7	H8	機能強化
	千曳	3	H9	H13	H14	
	菩提	1	H12	H15	H16	
おいらせ町	古間	1	H7	H13	H12	機能強化
	新城	1	H4	H5	H6	
	二又	1	H5	H7	H8	
	出戸	1	H7	H9	H10	
五戸町	千榊	1	H9	H10	H11	機能強化
	戸榊	2	H10	H13	H14	
	中市	2	S54	S62	S61	
	石沢	1	H5	H8	H7	
	又重	7	H8	H12	H13	
	中市	0	H12	H13	-	
南部町	倉石	6	H14	H17	H16	機能強化
	苦米	1	H6	H10	H10	
	下名	3	H8	H13	H12	
	片久	1	H10	H12	H13	
	福岸	4	H14	H19	H20	
新郷村	上名	3	H15	H20	H19	機能強化
	久井	3	H15	H20	H19	
合計	西越	2	H10	H13	H14	機能強化
	26市町村	134処理区	373			

② 農業集落排水事業整備状況について

平成22年度末現在で農業集落排水事業の整備状況は表2-1-28のとおりで、本県の農業集落排水施

設の整備率は57.6%です。

平成21年度と比較すると、整備人口は2,012人増加し、整備率は1.0%上昇しています。

表2-1-28 農業集落排水事業実施状況

(平成23年3月31日現在)

市町村名	行政人口(人)	農業集落排水整備対象人口(人)	農業集落排水整備人口(人)	整備率(%)
青森市	302,957	15,288	7,441	48.7
弘前市	182,884	27,244	23,792	87.3
八戸市	240,789	10,087	5,314	52.7
黒石市	37,037	201	160	79.6
五所川原市	60,568	22,441	2,431	10.8
十和田市	65,694	12,394	8,798	71.0
三沢市	42,206	5,792	3,804	65.7
むつ市	63,838	5,387	0	0.0
つがる市	37,094	22,606	14,732	65.2
平川市	33,916	7,779	7,106	91.3
平内町	12,960	2,484	2,002	80.6
今別町	3,402	-	-	-
蓬田村	3,241	-	-	-
外ヶ浜町	7,593	-	-	-
鯉ヶ沢町	11,989	4,411	2,042	46.3
深浦町	10,025	-	-	-
西目屋村	1,559	1,891	1,516	80.2
藤崎町	16,108	8,539	8,049	94.3
大鰐町	11,531	3,745	0	0.0
田舎館村	8,394	899	812	90.3

市町村名	行政人口(人)	農業集落排水整備対象人口(人)	農業集落排水整備人口(人)	整備率(%)
板柳町	15,397	7,728	4,204	54.4
鶴田町	14,394	8,230	5,282	64.2
中泊町	13,255	3,639	1,158	31.8
野辺地町	14,759	217	0	0.0
七戸町	17,722	1,993	1,003	50.3
六戸町	10,524	2,025	1,787	88.2
横浜町	5,135	983	299	30.4
東北町	19,721	2,114	1,243	58.8
六ヶ所村	11,208	1,226	1,024	83.5
おいらせ町	25,116	3,064	3,145	102.6
大間町	6,281	-	-	-
東通村	7,297	808	0	0.0
風間浦村	2,448	-	-	-
佐井村	2,472	-	-	-
三戸町	11,906	1,400	0	0.0
五戸町	19,488	5,673	2,903	51.2
田子町	6,625	1,166	0	0.0
南部町	20,758	10,968	6,837	62.3
階上町	14,571	313	0	0.0
新郷村	3,024	827	367	44.4
県計	1,395,886	203,562	117,251	57.6

(注) 行政人口は平成23年3月31日現在であり、県計は県全体の値で、農業集落排水事業非実施市町村も含む。

(4) 漁業集落排水の整備

平成22年度末現在の漁業集落排水の整備を実施しているのは、2市4町2村で表2-1-29のとおりです。

表2-1-29 漁業集落排水の整備状況

(平成22年度末)

市町村名	行政人口(人)	地区名	行政人口(人) (地区人口)	着工年度	供用開始年度	接続人口(人)	接続率(%)
深浦町	9,693	田野沢	398	H13	H21	66	16.6
		北金ヶ沢	1,664	H16	-	-	-
		黒崎	228	H4	H8	201	88.2
		大間越	238	H5	H9	188	79.0
五所川原市(旧市浦村)	58,423	沢辺	350	H10	H15	221	63.1
中泊町(旧小泊村)	12,744	十前三	753	H7	H11	552	73.3
平内町	12,363	下前	808	H6	H13	277	34.3
		茂浦	377	H8	H12	360	95.5
		東田沢・白砂	748	H11	H16	466	62.3
むつ市(旧脇野沢村)	61,053	清水川	1,462	H16	-	-	-
		九艘泊	94	H9	H11	73	77.7
		奇浪・蛸田	151	H11	H18	113	74.8
佐井村	2,422	牛滝	116	H4	H9	111	95.7
		福浦	137	H7	H13	120	87.6
		長後	80	H9	H14	46	57.5
		磯谷	166	H12	H17	81	48.8
東通村	7,253	尻屋	367	H10	H13	358	97.5
		白糠	2,248	H13	H17	2,075	92.3
		小田野沢	967	H18	-	-	-
階上町	14,702	大蛇	1,033	H5	H11	853	82.6

19 し尿及び浄化槽汚泥処理の状況

し尿及び浄化槽汚泥の処理は、ごみ処理とともに生活環境保全を図る上で重要ですが、水洗便所の普及や化学肥料の使用等により、農地に還元されなくなったことから、その衛生的な処理が必要となります。

し尿処理人口は表2-1-30のとおりで、平成21年度における本県の水洗化率は83.0%となっており、下水道

等の普及が遅れているため、依然として全国値（平成21年度で91.5%）と比べて低い状態にあります。

平成21年度における排出量は、し尿が192,181 tで、浄化槽汚泥が276,101 tの計468,282 tで、し尿排出量が減少しています。

また、処理状況の内訳は表2-1-31のとおりで、収集されたし尿、浄化槽汚泥は、し尿処理施設で処理されています。

表2-1-30 し尿処理人口

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
計画処理区域内人口(総人口)(人)	1,481,178	1,469,879	1,456,633	1,441,511	1,427,173	1,414,005
水洗化人口(人)	1,163,766	1,169,724	1,197,349	1,168,080	1,170,701	1,174,222
公共下水道人口(人)	571,342	656,867	668,071	641,177	648,999	660,675
浄化槽人口(人)	592,424	512,857	529,278	526,903	521,702	513,547
うち、合併処理人口(人)	154,512	151,869	165,492	174,927	186,058	192,210
非水洗化人口(人)	317,412	300,155	259,284	273,431	256,472	239,783
計画収集人口(人)	317,412	300,155	259,284	273,431	256,472	239,783
自家処理人口(人)	0	0	0	0	0	0
水洗化率(%)	78.6	79.6	82.2	81.0	82.0	83.0

※「うち合併処理人口」には、合併処理浄化槽人口、農業・漁業集落排水処理施設等人口を含む。

※水洗化率(%) = 水洗化人口 ÷ 計画処理区域内人口

表2-1-31 し尿処理の内容

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
収集(排出)量(kℓ)	520,659	517,011	511,016	488,985	477,456	468,282
し尿(kℓ)	248,754	239,861	230,571	216,288	201,665	192,181
浄化槽汚泥(kℓ)	271,905	277,150	280,445	272,697	275,791	276,101
処理量(kℓ)	520,659	517,011	511,016	488,985	477,456	468,282
し尿処理施設(kℓ)	508,900	505,251	499,758	488,985	477,456	468,282
下水道投入(kℓ)	11,759	11,760	11,258	0	0	0
海洋投入(kℓ)	0	0	0	0	0	0
農地還元(kℓ)	0	0	0	0	0	0
その他(kℓ)	0	0	0	0	0	0
非水洗化人口(人)	317,412	300,155	259,284	273,431	256,472	239,783
浄化槽人口(人)	592,424	512,857	529,278	526,903	521,702	513,547
1人1日当たりし尿排出量(ℓ/人日)	2.15	2.19	2.44	2.16	2.15	2.20
1人1日当たり浄化槽汚泥排出量(ℓ/人日)	1.26	1.48	1.45	1.41	1.45	1.47

※1人1日当たりし尿排出量 = し尿排出量 × 1,000 ÷ 非水洗化人口 ÷ 365又は366

※1人1日当たり浄化槽汚泥排出量 = 浄化槽汚泥排出量 × 1,000 ÷ 浄化槽人口 ÷ 365又は366

20 浄化槽整備の推進

家庭からの生活排水は、公共下水道や浄化槽などにより処理されていますが、公共下水道などの集合処理にならない地域においては、浄化槽の整備が進められています。

平成22年度末における浄化槽の設置基数は99,709基となっており、今後も増加が予想されます。

浄化槽は、小規模（処理対象人員500人以下）のものが多く、特に家庭に設置されている施設の中には維持管理が十分でないものも見受けられ、施設数の増加と相まって、放流水による公共用水域の水質汚濁等の問題が生じるおそれがあり、これを防止するために浄化槽の適正な維持管理等の実施について指導を行っています。

また、し尿と生活雑排水を併せて処理できる合併処理浄化槽の普及推進を図っており、平成3年度にはこのための県費補助制度を創設し、平成22年度には402基の整備に対して助成を行いました。

21 浄化槽法定検査

浄化槽管理者は、指定検査機関（社団法人青森県浄化槽検査センター）が行う使用開始3か月経過後の7条検査及び年1回の11条検査を受けることが義務づけられています。

平成22年度の7条検査の実施率は111%※（受検件数1,883件）、11条検査の実施率は46.7%（受検件数46,581件）となっています。今後も法定検査の受検率の向上を図っていくこととしています。

※7条検査は、使用開始3ヶ月～8ヶ月の間に行うため年度を跨ぐことにより実施率は100%を超えることがある。（7条検査数/H22年度設置届出受検件数）

第2節 優れた自然環境の保全とふれあいの確保

第三次青森県環境計画に掲げたモニタリング指標の状況

指標名（単位）		指標の説明				
自然公園観光レクリエーション客入込数（千人）		観光やレクリエーションを目的とした県内自然公園の利用者数で、県民が自然とふれあう度合いを表す指標です。				
実績値の推移						
項 目	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	
青 森 県	13,625	13,386	13,453	12,007	12,715	

1 自然保護

本県の豊かな自然を保護し、後世に永く伝えるため、すぐれた自然やすぐれた自然景観を有するものとして、十和田八幡平国立公園や下北半島国定公園、津軽国定公園のほか、県立自然公園として浅虫夏泊等の8か所が指定されています。

また、県自然環境保全条例に基づき、然ヶ岳県自然環境保全地域等の9つの県自然環境保全地域及び白萩平県開発規制地域等の4つの県開発規制地域並びに愛宕山県緑地保全地域等の10の県緑地保全地域を指定してきました。

さらに、主要な鳥類の生息地及び渡来地は、5つの国指定鳥獣保護区及び83の県指定鳥獣保護区を指定して保護に努めています。

県民の森梵珠山地区については、昭和43年以来身近な

自然に触れ合う場として整備を進めてきましたが、平成4年7月に県立自然ふれあいセンターが開館して、より一層の充実強化が図られています。

平成5年12月には白神山地が世界遺産として登録され、本県の自然環境のすばらしさが評価されました。

国（環境省）は、白神山地の調査研究、保護管理の拠点施設として、白神山地世界遺産センターを平成7年度から整備し、平成9年4月に開館しました。

県においても、これに併設するかたちで情報提供、体験学習、普及啓発等の機能を持つ「白神山地ビジターセンター」を平成7年度から整備し、平成10年10月に開館しました。これにより、白神山地の適正な保護管理等及び自然保護に関する普及啓発が格段に推進されることとなりました。また、津軽国定公園十二湖地区に森を中心にした自然環境についての普及啓発活動の推進拠点として、「十二湖エコ・ミュージアムセンター」を平成9年

度から整備し、平成11年9月に開館しました。

2 自然保護の基本方針

自然は、本来自らの損傷を復元し、浄化する能力を持っていますが、その限度を超えた破壊や汚染が進むと、自然の微妙な仕組みと調和は至るところで破られ、自然から受ける有形無形の恩恵が失われることとなります。

本県の豊かな自然を保護し、後世に永く伝えるため、すぐれた自然環境やすぐれた自然景勝地は、自然公園や自然環境保全地域等として、また、主要な鳥獣類の生息地及び渡来地は鳥獣保護区等として、保護・保全区域の指定をしてきたところです。

今後とも世界遺産である白神山地等のすぐれた自然の保護施策を進めていくこととしています。

3 自然環境の保全対策

(1) 自然環境保全地域等

① 国自然環境保全地域の指定

白神山地は、面的な広がりをもつブナ天然林としてすぐれた自然状態を保っていることから、平成4年7月10日、国の自然環境保全地域に指定されました。指定面積は、14,043ha（青森県側9,707ha、秋田県側4,336ha）となっています。

② 県自然環境保全地域等の指定

「青森県自然環境保全条例」に基づき、すぐれた自然環境を保全することが特に必要な地域を「県自然環境保全地域」、また、県自然環境保全地域に準

ずる良好な自然環境を有している地域等で、地域の開発を規制することにより自然環境の保全に努めるべき地域を「県開発規制地域」、さらに市街地又は集落地等において保全すべき緑地を「県緑地保全地域」として指定することとしています。平成22年度末におけるこれらの指定地域は、県自然環境保全地域が9地域、県開発規制地域が4地域、県緑地保全地域が10地域となっています（資料編表32）。

③ 地域内の保全措置等

地域内の巡回、標識等の設置を行うとともに、白神山地世界遺産地域に白神山地世界遺産地域巡視員を6名配置し、また、然ヶ岳県自然環境保全地域など9地域に自然保護指導員を各1名（計9名）配置して、当該地域の保全に努めています。

(2) 自然公園

① 自然公園の現況

本県は雄大な火山等からなる八甲田山岳地帯、変化に富む海岸地形の連なる西海岸及び下北半島西海岸地帯、そして複式カルデラ湖として全国的に有名な十和田湖等多種多様なすぐれた自然美を豊富に有し、全国的にも自然景観に恵まれた地域です。

自然公園の指定は、平成22年度末現在、国立公園1か所、国定公園2か所及び県立自然公園8か所が指定されています。その面積は114,570ha（十和田湖全域含む。）で県土面積の11.9%を占めています。

平成22年度末における自然公園の概況は、表2-1-32のとおりです。

表2-1-32 自然公園の概況

(平成23年3月31日現在)

公園別	公園別	区分	指定年月日	面積	保護規制別					普通地域
					特別地域				計	
					特別保護地区	第1種	第2種	第3種		
国立公園	十和田八幡平		昭和年月日 11. 2. 1	ha 40,747	ha 9,903	ha 9,762	ha 8,693	ha 8,675	ha 37,033	ha 3,714
国定公園	下北半島		43. 7. 22	18,641	1,798	2,327	4,000	10,284	18,409	232
	津軽		50. 3. 31	25,966	1,685	2,459	6,171	14,582	24,897	1,069
	小計			44,607	3,483	4,786	10,171	24,866	43,306	1,301
県立自然公園	浅虫夏泊		28. 6. 10	5,466	-	73	121	597	791	4,675
	大鱒碓ヶ関温泉郷		28. 6. 10	6,730	-	47	265	2,008	2,320	4,410
	種差海岸階上岳		28. 6. 10	2,406	-	68	132	2,156	2,356	50
	名久井岳		31. 10. 25	1,076	-	15	41	998	1,054	22
	芦野池沼群		33. 10. 14	612	-	-	351	140	491	121
	黒石温泉郷		33. 10. 14	5,100	-	122	83	1,440	1,645	3,455
	岩木高原		33. 10. 14	2,587	-	7	99	546	652	1,935
	赤石溪流暗門の滝小		56. 7. 7	5,239	-	733	2,146	1,948	4,827	412
計				114,570	13,386	15,613	22,102	43,374	94,475	20,095

② 自然公園の管理及び保護

ア 公園の管理等体制

十和田八幡平国立公園の管理のために、環境省は十和田湖休屋地区に東北地方環境事務所十和田自然保護官事務所を設置しています。

県は、八戸市、むつ市、鱒ヶ沢町にそれぞれ自然保護課駐在員を配置して津軽、下北半島国立公園、各県立自然公園の管理を行っています。

また、環境省は自然公園を保護し、利用の適正化を図るため自然公園指導員の制度を設けており、本県には61名が配置されています。

イ 公園内の行為規制

自然公園関係法規により、自然公園の景観を保護するため自然公園内にその保護の必要性に応じて特別地域及び特別保護地区を指定しており、この地域及び地区内における工作物の新築、土石の採取等の風致景観を損なうおそれのある一定の行為には許可を要するほか普通地域においても届出が必要となっています。平成22年度の許可等の処理件数は209件です（資料編表33）。

ウ 公園内の美化対策

国立公園内の主要利用地域において利用者が投棄するごみの処理対策として、社団法人十和田湖国立公園協会に委託して清掃事業を実施しました。

国立公園については、関係市町村に委託して清掃事業を実施するとともに、業者に委託して海岸漂着ごみの回収事業を実施しました（資料編表34）。

エ 公園内の保護対策

高山植物の保護を図るために、盗掘防止合同パトロールを実施したほか、湿原植物を保全するために刈払いを実施しました（資料編表35）。

③ 自然公園の公園計画の見直し

自然公園を取り巻く自然的・社会的条件の変化に対応するため、自然保護の強化を基調として公園計画の見直しを進めています。

平成21年度は、種差海岸階上岳県立自然公園の公園計画の見直しを実施しました。

④ 自然公園における自然保護思想の普及

自然保護思想の普及を図るため、十二湖エコ・ミュージアムセンターを平成11年9月に設置し、津軽国立公園十二湖及びその周辺地域の自然環境を紹介しています。

(3) 自然保護の啓発

① 啓発の基本方針

本県には美しい自然が豊かに現存していますが、破壊された自然の復元は極めて困難とされています。このため、県民一般の自然保護意識の高揚を図ることによって、自然の破壊を防止することは重要な意味を持っています。

昭和50年7月に告示した青森県自然環境保全基本方針は、「自然環境の保全について、県民の関心を高め、理解を深め、自然に対する愛情と公德心の育成を図るため」として、次の方策を掲げています。

ア 自然に親しむ県民運動の展開

イ 県民の森、野鳥の森、自然探勝道等の利用の促進

ウ 自然保護団体の育成指導

エ 各種広報媒体による趣旨の徹底

県は、この基本方針に基づき毎年諸行事を開催してきたところですが、広く県民に呼びかけ、各方面から多数の人々が参加できるよう配慮して実施することとしています。

② ビデオによる青森県の自然の普及啓発

自然教育の推進を図るため、平成2年度から平成10年度において作成した青森県の自然を紹介するビデオを希望する市町村、教育機関等に貸出しています。

③ 自然保護啓発拠点施設

ア 白神山地ビジターセンター

(ア) 施設の概要

設置場所：中津軽郡西目屋村大字田代字神田
61-1

主たる施設

- ・大型映像施設：世界遺産白神山地の自然を広く映像により疑似体験してもらうもので、約200人を収容
- ・展示施設：人と自然との共生をテーマとして、ブナを中心とした自然環境とマタギの生活文化の紹介
- ・展示林：ブナを主体とした植物により白神山地を想起させる森林空間の創出

(イ) 管理運営

青森県森林組合連合会（指定管理者）

(ウ) 体験による普及啓発等

白神山地ふれあい促進事業（主催行事）

- ・自然体験：白神山地のフィールドにおける自然観察会や、自然保護の考え方を育むための白神トレッキングの開催。

- ・文化継承：白神山地の自然について、講義形式によるネイチャースクールの開催。さらに、白神山地の自然のパネル紹介による自然に対する理解を深めるための自然クラフト教室の開催。
- ・情報発信等：インターネットホームページによる白神山地の情報の発信。情報誌白神山地ビジターセンターだよりの発行。

(エ) 利用状況

年度	15	16	17	18
入館者数	85,771	74,242	66,163	53,101
年度	19	20	21	22
入館者数	59,623	57,783	54,624	56,767

(開館：平成10年10月24日)

イ 十二湖エコ・ミュージアムセンター

(ア) 施設の概要

設置場所：西津軽郡深浦町大字松神地内

主たる施設

- ・展示施設：森を歩くための自然体験案内施設
- ・ハイビジョン映像システム：十二湖及び周辺の四季の自然を放映
- ・レクチャー室：研修、各種イベントなど多目的な利用が可能
- ・集合広場等：センターとフィールドへの集合アクセスポイント

(イ) 管理運営

深浦町（指定管理者）

(ウ) 主催行事

- ・自然観察会
- ・エコトレッキング
- ・バードウォッチング

(エ) 利用状況

年度	15	16	17	18
入館者数	10,880	8,316	6,982	8,416
年度	19	20	21	22
入館者数	9,606	12,386	13,510	13,493

(開館：平成11年9月14日)

④ 奥入瀬溪流エコツーリズムプロジェクト

奥入瀬溪流エコツーリズムプロジェクトは、奥入瀬溪流の環境保全に資する活動やマイカー交通規制中の関連活動をとおして、環境保全の理解浸透を図り、もって奥入瀬溪流の永続的な保全と、自然環境を活かした当該地域の地域振興・観光振興を図ることを目的として、平成20年から官民一体となって展開しています。

平成22年度は、9月に「奥入瀬溪流エコツーリス

ムフォーラム」による地域醸成・合意形成を図りました。また10月30日、10月31日の「奥入瀬溪流エコロードフェスタ」当日には、マイカー交通規制に合わせ、溪流ボランティアガイドウォーク・環境企画展・物産展等の活動を行い、環境保全の理解浸透を図りながら地域振興・観光振興を図りました。

(4) 県民の森の管理等

① 県民の森創設以来の動向

青森県民の森は、昭和43年に明治百年記念事業の一環として、県を代表するブナ林とヒバ林を保護し、永く後世に残し伝えるとともに、これを広く県民の保健休養施設として開放し、県民の資質の向上と郷土愛のかん養を図ることを目的に、梵珠山及び眺望山の一連の地帯に設定されたものです（図2-1-11）。土地所有別面積は表2-1-33のようになっており、当初から青森市浪岡大釈迦の梵珠山地区を県が、青森市内真部眺望山地区を青森森林管理署がそれぞれ管理運営しています。県が管理する梵珠山地区は、昭和48年度にビジターセンターの完成を待って県民の利用に開放しました。

以来現在に至るまで、山腹等崩壊箇所の修復工事や土砂流出防止対策等の安全確保に関する諸工事を実施する一方、登山道の整備やトイレ、展望台、あずまや、キャンプ場の設置等で利用者の利便を図ってきた結果、年間5万人以上が訪れています。

また、平成4年度県民の森梵珠山いきものふれあいの里整備事業により「県立自然ふれあいセンター」が設置され、「四季を通して自然ふれあいの機会提供による自然保護思想の普及」を目的として管理運営に当たっています。

図2-1-11 県民の森周辺概略図

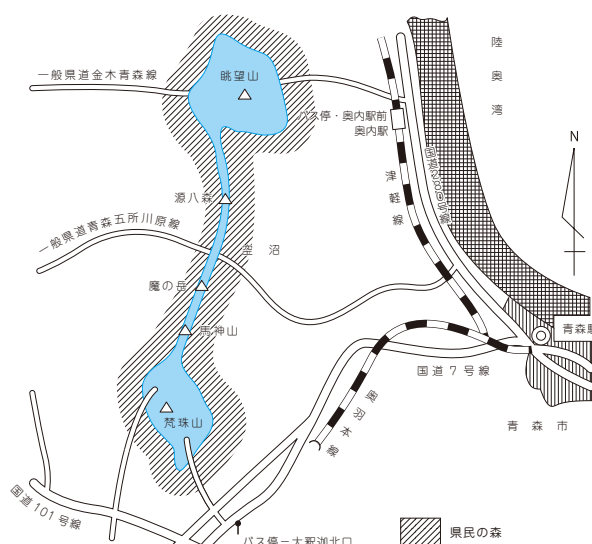


表 2-1-33 県民の森土地所有面積

(単位：ha)

所有別	眺望山地区	連絡地帯	梵珠山地区	小計
国有林	896	237	234	1,367
県有林	0	0	201	201
民有林	0	0	105	105
計	896	237	540	1,673

② 県民の森の概況

ア 県民の森梵珠山の自然環境

梵珠山地区は、日本海型ブナ天然林がその大半を占めており、多種多様な植物が生育するとともに、野生鳥獣の繁殖、採餌及び隠れ場となっています。

(ア) 植 物

山腹の肥沃な土壌には、ミズナラ・ブナ林が見られ、急峻で乾燥した尾根筋にはヒバ林が見られます。また、沢沿いには、トチノキ・サワグルミ林が、さらに湿地では、ミズバショウ、エゾハンノキの群落が見られます。早春には、ブナの林床一面に、カタクリ、キクザキイチリンソウが咲き乱れ、このほかにシロバナエンレイソウ、スマレサイシン、キバナアキギリ、ヒョウノセンカタバミ、サイハイランが確認されるなど、植生の多様なことを示しています。

(イ) 鳥 類

梵珠山地区には、ベニマシコ、ゴジュウカラ、シジュウカラ、アトリ、ツツドリ、カッコウ、アカゲラ、アオゲラ、コゲラ、アオバト、クロツグミ、ヒガラ、アカハラ、キレンジャク、ヤマドリ、アカショウビン、トラツグミなど多くの鳥類の生息が確認されており、この地区が安定した森林生態にあることを裏付けています。

(ウ) 哺 乳 類

梵珠山地区には、ニホンカモシカ、ホンドタヌキ、ニホンアナグマ、ホンドテン、ホンドイタチ、ヤマネ、トウホクノウサギ、ニホンリスなどの森林性の獣の代表的なものが生息しており、特にニホンカモシカの生息は注目に値します。

イ 施設等の概要

主たる施設は「自然ふれあいセンター」を中核とした表2-1-34のとおりです。これらの施設は、「四季を通して、自然とのふれあいの機会を提供し、自然保護思想の普及を図る拠点」と位置付け、センター事業や利用者による自主的な活動に活用されています。(利用状況は表2-1-35

のとおり)

(ア) 管理運営

青森県森林組合連合会(指定管理者)

(イ) センター事業(主催行事等)

- ・自然体験事業：センター周辺における日曜観察会、体験学習や自然保護意識を育むための自然教室等の開催。
- ・文化継承事業：動植物等の写真展、自然に関する講演会・調査研究発表会、自然素材を使ったクラフト教室等の開催。

表 2-1-34 県民の森の主要施設

名 称	規 模 等	備考
自然ふれあいセンター	木造平屋建 996.4㎡	
山 頂 展 望 台	鉄骨 16㎡	
入 山 指 導 所	木造平屋建 25.9㎡	
東 屋	2棟、木造平屋建 25.2㎡	
休 憩 舎	1棟、木造平屋建 37.5㎡	
公 衆 便 所	2棟、木造 52.0㎡	
自 然 観 察 路	6,650m	4路線
避 難 小 屋	木造平屋建 13㎡	
駐 車 場	3,010㎡	2か所
車 庫	木造平屋建 50㎡	
キ ャ ン プ 場	1か所	

表 2-1-35 利用状況(梵珠山地区)

年度	15	16	17	18
利用者数	47,054	50,824	44,843	52,575
年度	19	20	21	22
利用者数	49,450	58,721	58,737	51,520